

新宮町告示第60号

令和3年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年5月24日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和3年6月2日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

安武久美子君

温水 眞君

末吉富美徳君

濱田 幸君

上畝地白馬君

西 健太郎君

大牟田直人君

高木 義輔君

北崎 和博君

横大路政之君

松井 和行君

牧野真紀子君

---

○6月2日に応招した議員

全員

---

○6月3日に応招した議員

全員

---

○6月11日に応招した議員

全員

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和3年 第2回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和3年6月2日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年6月2日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第43号議案 専決処分について(工事請負契約の変更について(相島海底光ケーブル等整備工事))
- 日程第4 第44号議案 専決処分について(新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 第45号議案 専決処分について(令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について)
- 日程第6 第46号議案 専決処分について(令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第7 第47号議案 専決処分について(令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 日程第8 第48号議案 専決処分について(令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について)
- 日程第9 第49号議案 専決処分について(令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について)
- 日程第10 第50号議案 専決処分について(令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について)
- 日程第11 第51号議案 専決処分について(令和2年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第12 第52号議案 新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第53号議案 新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第54号議案 新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第55号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 第56号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 第57号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第18 第58号議案 令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第19 第59号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第20 第60号議案 令和3年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第21 報告第6号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）  
「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第22 報告第7号 令和2年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第23 報告第8号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第24 報告第9号 例月出納検査結果報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第43号議案 専決処分について（工事請負契約の変更について（相島海底光ケーブル等整備工事））
- 日程第4 第44号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 第45号議案 専決処分について（令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
- 日程第6 第46号議案 専決処分について（令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第7 第47号議案 専決処分について（令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第8 第48号議案 専決処分について（令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第9 第49号議案 専決処分について（令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について）
- 日程第10 第50号議案 専決処分について（令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について）
- 日程第11 第51号議案 専決処分について（令和2年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第12 第52号議案 新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 第53号議案 新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第54号議案 新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第55号議案 新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 第56号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 第57号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第18 第58号議案 令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第19 第59号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第20 第60号議案 令和3年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第21 報告第6号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）  
「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第22 報告第7号 令和2年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第23 報告第8号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第24 報告第9号 例月出納検査結果報告について

---

出席議員（12名）

1 番	安武久美子君	2 番	温水 眞君
3 番	末吉富美徳君	4 番	濱田 幸君
5 番	上畝地白馬君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	高木 義輔君
9 番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君      議会事務局局長補佐 …… 桐島美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	太田 達也君	地域協働課長	……………	片山 勇二君
政策経営課長	……………	桐島 光昭君	税務課長	……………	尾田 繁男君
住民課長	……………	大原 稲子君	健康福祉課長	……………	山口 望美君
子育て支援課長	……………	藤木 恵介君	産業振興課長	……………	高木 昭典君
環境課長	……………	安河内正路君	都市整備課長	……………	西田 大輔君
上下水道課長	……………	高橋 忠久君	会計管理者	……………	末永富士美君
学校教育課長	……………	森 和也君	社会教育課長	……………	桐島 聡君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

---

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） ただいまから、令和3年第2回新宮町議会定例会を開会いたします。  
それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、11番、松井和行議員、1番、安武久美子議員、事故に備えて2番、温水眞議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月11日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月11日までの10日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様、おはようございます。本日、ここに令和3年第2回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、変異株による感染者も増加をしていることから、3度目となります緊急事態宣言が発出され、その後、対象地域を追加しながら6月20日までに延長をされ、現在も第4波が続いているところでございます。新宮町におきましては、新型コロナウイルス感染症による感染者が、5月5日現在の累計129名で、その後も新規感染者が確認されている状況でございます。新型コロナウイルスワクチン接種をワクチンの配分に合わせて、医療従事者や高齢者などから順次、実施しているところでございますが、町民の皆様に行き渡するには、今しばらく時間がかかりそうな状況でございます。ワクチン接種を円滑に進めるためにも、感染拡大防止の取組を町民の皆様には引き続きお願いをしまいたいと思っております。

一方、延期されておりました東京オリンピック、パラリンピックにつきましては、聖火リレーや選手団の受入れなど7月23日の開会式に向けて動いております。コロナ禍において開催が危ぶまれておりましたが、世界的なイベントの今後の展開に大きな影響を与えるものになると考えております。

町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、第3次を活用した事業を進めるとともに、生活や事業の継続に苦慮されている方への新たな給付金などについて、動きがあれば速やかに対応できるよう準備をしております。新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が継続中でございますので、今は我慢のときと考えております。この難局を議会、町民の皆様とともに乗り越え、コロナ前の日常を取戻してまいりたいと考えております。

町政につきましては、継続事業の新宮ふれあいの丘公園及び周辺道路の整備を進めております。また、本年度からスタートしている第6次新宮町総合計画に掲げる事業を進めるよう職員に指示をしております。令和2年度のふるさと納税につきましては、39億円を超える寄附をいただき、積立てたふるさと応援基金のうち1億8,400万円を令和3年度の各事業に充当させることといたしました。

今年は例年よりかなり早い梅雨入りとなりました。ここ数年は毎年、大雨や台風による各地で災害が発生をしており、本町におきましては大規模な災害はありませんが、コロナ禍においても避難所に避難される方がおられます。災害は起こらないことにこしたことはありませんが、いざというときに備え、新型コロナウイルス感染症対策も含め、危機管理にも万全を期してまいります。

それでは、本日提案いたしております議案は、専決処分の報告9件、条例の制定、改廃等4件、令和3年度補正予算5件、計18議案、諸報告4件となっています。なお、追加議案等の予定もごございます。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げまして、議会招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第43号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第43号議案、専決処分について（工事請負契約の変更に  
ついて（相島海底光ケーブル等整備工事））を議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第43号議案、専決処分について。相島海底光ケーブル等整備  
工事変更契約について、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので報告し、承認を求  
めるものでございます。理由といたしましては、新宮、相島間の海底光ケーブルについて、納品  
までに相当の日数を要することが判明したこと及び令和3年3月29日に総務大臣から令和3年  
度における事業遂行指示がなされたため、相島海底光ケーブル等整備工事変更契約を地方自治法  
第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承  
認を求めるものでございます。

次の1ページに専決処分書を添付いたしております。

なお、今回の契約変更は、工期のみ記載のとおり変更いたしております。また、契約方法は随  
意契約でございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。末吉議員。

○議員（3番 末吉 富美徳君） はい。3点、お聞きしたいと思います。光海底ケーブルの納  
品が遅れている理由と、製造だと思うんですけど、それとそれによる敷設工事の影響、工事に対  
する影響、来年4月からの島内でのサービスに影響があるかどうかということ、3点お願いし  
ます。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。ケーブル関係についての納品が遅れ  
ておることに関して、事業全体に与える影響はそうないというふうに考えております。実質、も  
う発注はいたしてございまして、9月ぐらいに納品され、9月から10月にかけて相島新宮間のケ  
ーブルの敷設をもう実施する予定で段取りを進めておりますので、来年度以降の相島におけるケ

ケーブルを使った通信事業に対しても、遅れはないものというふうに判断をいたしております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 末吉議員。

○議員（3番 末吉 富美德君） その納品が遅れている理由というのはわかりますか。製造過程か何かというのはわかりませんか。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。これ契約を今年の2月9日から契約を行っておりまして、そのときは補助金の関係上、年度内に終わるような工期をなささいということでしたので、そのあとに理由で申しましたように、本年の3月29日に総務大臣のほうから3年度もやっていいよというふうな事業の指示がありましたので工期を延ばしております。よって、ケーブルの納期が遅れた理由についても標準的なそのぐらいの期間が当初からかかる予定ではあったというふうには思っているところです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第43号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第43号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第4. 第44号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第44号議案、専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（尾田 繁男君） はい。第44号議案、専決処分について、新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について。令和3年3月31日付けで専決処分しましたので、報告し承認を求めるものでございます。理由としましては、地方税法等の改正によるもので、記載のとおりとなっております。主な改正点は、固定資産税の負担調整措置の継続、軽自動車税の臨時的軽減の延長などがございます。

次のページ、専決処分書をつけております。

その次の1ページから8ページまでは改正条文で、10ページ以降が新旧対照表となっております。



ます。主な改正点について、参考資料の新旧対照表で説明させていただきたいと思います。なお、法規定整備による条ずれ、項ずれ、字句改正等については省略させていただきます。

では、9ページをお願いいたします。第24条は、対象となる扶養親族の取扱いの見直し。次の第34条の7については、寄附金の範囲の見直しを行うものとなっております。飛びまして、11ページの1番最後から次のページの第36条の3の2及び次の第36条の3の3は、扶養親族申告書の電子転出に係る規定の整備をするものでございます。13ページ、第53条の8は、退職所得書に係る規定の整備をするもので、次ページ14ページの第53条の9は、退職所得申告書の電子転出に係る規定の追加等の整備によるものです。同じく、14ページの軽自動車税関係の第81条の4及び次ページ第89条は、法改正による規定の整備、対象の追加をするものでございます。15ページ、附則第5条は、対象となる扶養親族の取扱いの見直し、附則第6条は、セルフメディケーション税制を5年間延長するものでございます。16ページの附則第10条の2は、法改正による項ずれ、追加、削除をするものです。飛びまして18ページ、附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用申告期間の延長で、附則第10条の5は、法規定の新設に合わせて、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例について追加するものでございます。飛びまして21ページ、附則第11条ですが、令和3年度は固定資産税の評価替えの年ということになっておりますので、負担調整措置を3年延長するなどの措置を行っております。以降、25ページまでの固定資産税に関する箇所は、同様のものとなっております。飛びまして26ページ、附則第15条の2は、軽自動車の環境性能割の臨時的軽減適用期限を令和3年3月31日から令和3年12月31日まで9か月間延長するものでございます。27ページ、附則第16条は、種別割のグリーン化特例のうち、50パーセント軽減、25パーセント軽減対象は営業用乗用車に限定した上で、特例期限を2年間延長するものです。飛びまして31ページ、附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用申告期間を延長するものでございます。同じく31ページ、附則第26条は、住宅借入金等特別税額控除の拡充延長をするものです。33ページから35ページまでの第2条関係は、法改正による項ずれ、字句改正等によるものですので省略させていただきます。

施行の時期につきましては、原則令和3年4月1日施行となります。なお改正条文は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第44号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第44号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第5. 第45号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第45号議案、専決処分について（令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） 第45号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、令和3年3月31日付けで専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

まず、歳出予算から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目事務費につきましては、財源更正となります。1款2項1目事業費、11節事業費の燃料費について、当初予算で計上していた燃料単価が安価で推移し、また新型コロナウイルスの影響により、臨時便などを出す必要が減ったことなどによるものです。18節備品購入費については、執行残によるものです。

次に8ページ、9ページ、歳入の説明をいたします。1款1項1目事業収入についてですが、新型コロナウイルスの影響により、3月の補正予算で収入の減額を行っていましたが、今回さらに調整を行うものです。2款1項1目渡船事業国庫補助金につきましては、離島航路運営費等補助金の確定による増、4款1項1目一般会計繰入金は、収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第45号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第45号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第6. 第46号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第46号議案、専決処分について（令和2年度新宮町国民

健康保険特別会計補正予算について)を議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第46号議案、専決処分について、令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、令和3年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるところでございます。理由につきましては、記載のとおりとしております。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,082万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,069万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、そのほとんどが事業費の確定などに伴います減額補正、国県支出金などの確定に伴います財源更正となっておりますので、主なものを説明いたします。14、15ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費。2款保険給付費、1項療養諸費。16、17ページをお願いします。2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費。18、19ページをお願いします。5項葬祭諸費、6項傷病手当金。20、21ページをお願いします。5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、2項保健事業費。22、23ページをお願いします。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。以上につきましては、それぞれの実績が見込額より少なかったため減額したものです。特定財源について、ご説明いたします。14、15ページの総務管理費から20、21ページの保健事業費までは、県の普通交付金と特別交付金及び一般会計繰入金を充てておりますので、いずれもマイナスとしております。

続きまして、歳入の説明をいたします。8、9ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、令和2年度の国民健康保険税の税率改正及び被保険者の異動等による増となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 歳入歳出全般について、質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第46号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第46号議案は原案のとおり承認することに決しました。

## 日程第7. 第47号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第47号議案、専決処分について（令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第47号議案、専決処分について、令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和3年3月31日付けで専決処分しましたので報告し、承認を求めるところでございます。理由といたしましては、記載のとおりとしております。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,096万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、そのほとんどが事業費の確定などに伴います補正でございますので、主なものを説明いたします。10、11ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者の保険料を広域連合に納付しているわけですが、額の確定により増額するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8、9ページをお願いします。1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の異動等による増となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第47号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第47号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

## 日程第8. 第48号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第48号議案、専決処分について（令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第48号議案、専決処分について、令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付いたしております。

それでは、内容の説明をさせていただきます。4、5ページをお願いいたします。今回は歳入のみの補正となっております。1款1項1目の診療報酬の増加につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、年度末にかけて相談が増えましてPCR検査等も増えたということによる増加が主な要因でございます。同じく診療報酬外使用料につきましては、接種料金が無料化されたこともあり、インフルエンザ予防接種が予定よりも多かったということによる増額でございます。2款1項1目のへき地診療所補助金は、額確定によるもの。3款1項1目一般会計繰入金は、増額分を減額して調整をさせていただいております。

説明については以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第48号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第48号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第9. 第49号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第49号議案、専決処分について（令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第49号議案、専決処分について説明いたします。令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について、令和3年3月31日付けで専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ693万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,095万2,000円とするものです。

10ページ、11ページをお願いします。歳出から説明いたします。1款1項1目事業費が、693万9,000円の減となっています。11節需用費の修繕料と光熱水費は、額の確定により159万4,000円の減です。13節委託料の水質検査委託料も、額の確定により12万1,000円の減です。15節工事請負費は、相島第2貯水池更新工事費の額の確定に伴い、522万4,000円の減です。特定財源ですが、地方債230万円の減は、事業費の確定により減額しております。これに充てます財源としまして、8、9ページをお願いします。歳入については、1款1項1目簡易水道使用料は、当初予定より水道使用料が少なかったため28万1,000円を減額しています。4款1項1目一般会計繰入金は、収支調整で435万8,000円を減額しています。7款1項1目水道事業債は、歳出の特定財源で説明しましたが、簡易水道事業債で相島第2貯水池更新工事費の額の確定により230万円の減額をしています。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第49号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第49号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第10. 第50号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第50号議案、専決処分について（令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第50号議案、専決処分について説明いたします。令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について、令和3年3月31日付けで専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,034万6,000円とするものです。

10、11ページをお願いします。歳出から説明いたします。1款1項1目排水施設管理費は、

175万円の減となっています。内訳としまして、11節需用費は、修繕料等が額の確定により25万円の減です。15節工事請負費の排水施設工事費も、額の確定により150万円の減です。これに充てます財源といたしまして、8、9ページお願いします。歳入については、1款1項1目排水施設使用料は、当初予定より下水道使用料が減少したため20万円を減額しています。2款1項1目の一般会計繰入金は、収支調整で155万円を減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第50号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第50号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第11. 第51号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第51号議案、専決処分について（令和2年度新宮町一般会計補正予算について）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第51号議案、専決処分について、令和2年度新宮町一般会計補正予算について、令和3年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。理由といたしましては、令和2年度の国庫支出金等が確定したことなどのため、令和2年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付いたしております。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,090万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億4,382万1,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正、第3条地方債の補正について、ご説明いたします。6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正は、1、追加事業としまして2事業を計上いたしております。2款1項総務管理費の第6次総合計画印刷製本費147万2,000円は、印刷に際し、レイアウトや校正に時間を要し、年度内に執行できなかったため、4款1項保健衛生費、新型コ

コロナウイルスワクチン接種事業415万円は、新型コロナウイルスワクチン接種記録システムを健康管理システムと連携するためのシステム改修やバックアップ電源等の備品購入が年度内に執行出来なかったため繰り越すものでございます。また、2、変更につきましては、5つの事業を計上いたしております。そのうち、4つの事業は入札による減または一部執行による減ですが、表中3番目の2款1項総務管理費、コミュニティバス運行補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当により、年度内執行額に変動が生じたため変更するものでございます。

第3表地方債補正は、5つの事業を計上いたしておりますが、これらはいずれも事業費の確定に伴い、起債の限度額を変更するもので、補正前及び補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。また今回の歳入歳出補正予算につきましては、そのほとんどが各事業費の確定などに伴います減額補正、国県支出金などの額確定に伴います財源更正等となっておりますので、これらの説明につきましては省略させていただきます。

36、37ページをお願いいたします。2款1項6目企画費、13節施設整備工事設計委託料1億747万1,000円は、相島海底光ケーブル等整備工事に係る設計委託料として、予算措置をいたしておりましたが、設計施工を併せて一括工事発注したため減額となっております。

40、41ページをお願いいたします。3款1項2目福祉センター管理費、23節福祉センター使用料過誤納還付金9,000円の増は、元年度に福祉センター使用料として受入れた使用料金について、新型コロナウイルス感染拡大予防措置に伴う施設利用制限により、還付する必要が生じたため計上するものでございます。

飛びまして、56、57ページをお願いいたします。13款3項基金費でございます。1目減債基金費から4目ふるさと応援基金費まで、それぞれ利子積立金を計上し、また1目減債基金費には、令和4年度以降の公債費の増加に対応するため、基金積立金3億円を計上し、4目ふるさと応援基金費にふるさと寄附金の額の確定に伴い、3億2,700万円を計上するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。なお、国庫支出金、県支出金及び地方譲与税などにつきましては、金額の確定に伴う補正でございますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして、10、11ページをお願いいたします。1款町税は、実績見込によりまして、1項町民税、2項固定資産税及び3項軽自動車税はそれぞれ増額、4項町たばこ税は、400万1,000円の減額といたしております。

飛びまして、30、31ページをお願いいたします。16款2項1目不動産売払収入655万8,000円の増は、大字上府地内の土地ほか2件の土地売却に伴うもの、17款1項1目一般



寄附金は、個人や法人からの一般寄附金261万1,000円及びふるさと寄附金9,000万円の増といたしております。

32、33ページをお願いいたします。18款2項2目財政調整基金繰入金につきましては、町税の増、地方譲与税及び各種交付金などの額の確定並びに歳出減により、5億8,573万8,000円全額を基金に積み戻しております。

34、35ページをお願いいたします。22款1項1目法人事業税交付金につきましては、平成31年度の税制改正に伴い、令和2年度から交付されるもので新たに款を設けて計上いたしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 歳入歳出全般について、質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。ちょっとお伺いします。ふるさと納税の事業関係なんですが、寄附金が先ほど町長のほうから39億ちょっとというお話ありましたけど、38億9,000万円なんですかね。それで、歳出の経費の計が委託料が20億1,900万円。

○議長（牧野 真紀子君） ページ数は、36、37でいいですかね、歳出のところ。

○議員（2番 温水 眞君） 36、37のところですね、すいません。そして、もろもろポータルサイト、公金システムとか、使用料とかを足しまして経費計で24億100万円になっているんですかね。非常に望ましい姿になっているというふうに思うんです。それで、委託率がこれで計算すると51.9になっているんですけども、もともと何か55パーセントだったという契約だということですけど、この数字上、納税の委託料が20億1,900万円。それから経費が全体で24億100万円という数字上は、これ私が計算した部分ですけど、間違いはないですかね。間違いはないですかって言ったらおかしいですけど、要は寄附金と委託料と経費の全体の累計の金額をちょっともう1回確認したいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい。お答えします。多分、今の温水議員の質問の背景は、支出のほうで、いわゆる経費の部分が寄附額に対して少ないのではないかということだろうと思いますが、去年の年末の1番ピーク時の寄附については、今年の3月までに配送ができなくて4月以降に配送する部分があります。これについては、寄附は令和2年度の事業ですけど、3年度の事業として配送しますので、いわゆる経費が全て含まれていないということはどうしても寄附額に対して、55パーセント以上の本来経費が発生するところですけど、それが全て予算上計上されていないという状況でご理解していただければと思います。詳細の詳しい経費の内訳は、今現在、現時点ではわかりません。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにありますか。はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 総務建設委員会です、ポータルサイトを町として開発していくというようなことも1回発言があったんですけども、そういう計画はあるんですかということです。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。自主でのポータルサイトというところにつきましては、まだ実行して公開して募集しておるといった状況ではないんですけども、研究して実行に移せるような形の研究をしておるといった段階でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかにご質問ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい。それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第51号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第51号議案は原案のとおり承認することに決しました。

---

## 日程第12. 第52号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第52号議案、新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第52号議案、新宮町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その一部を除き、令和3年9月1日から施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正されるため、新宮町手数料条例を一部改正するものでございます。

それでは、改正の主な内容の説明をいたします。1ページをお願いします。新宮町手数料条例の一部を次のように改正する。2ページをお願いします。最初の表のすぐ下になりますが、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条及び第17条に規定する通知カードまたは個人番号カードの再交付の部を削り、としておりますところが、今回の改正により地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴いまして、町の手数料条例から削除するものでございます。また1ページ及び2ページの別表内につきましては、現在、手数料を徴収して行っております事務の参考条文の一部

削除及び追加されたものを正しく改めており、これらの説明は省略させていただきます。備考につきましては、コンビニ交付の手数料について表記しておりますが、コンビニ交付における交付までの流れを実態に即したものに改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は令和3年9月1日から施行するとしております。

5ページ以降に参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第52号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第52号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 第53号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第53号議案、新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第53号議案、新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。改正の理由といたしまして、現在、町の平均寿命が80歳を超え、70歳を過ぎても現役で就労されている高齢者や地域で活動される高齢者など、本町においても高齢者の活躍の機会が増えてきているところでございます。今後もさらに高齢者一人一人が自分らしく生活を送ることができるまちづくりを目指して、敬老金支給対象年齢を見直し、介護予防や就労支援を推進し、高齢者の社会参加を充実させるため、新宮町敬老金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容について説明をさせていただきます。2ページの新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。まず第2条、支給対象者につきましては、満70歳、満80歳、満90歳及び満100歳以上を超えるものを削り、満77歳、満88歳、満99歳、満100歳に達するものと改めます。第3条の支給日につきましては、現在、敬老の日に支給するとなっておりますが、実情に合わせ、敬老の日から翌年3月31日までに支給するというふうに改めます。第4条、敬老金の額につきましては、満77歳、満88歳、満99歳につきましては現行と同じ1万円。満100歳の者を3万円から5万円に改めるものです。1ページをお願いいたします。附則といたしま

して、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。町長にちょっとお伺いします。今の長寿化っていうか、こういう流れで、当然これあるべき姿じゃないかなというふうに思うんですが、数字上は今までは1,000万弱の経費っていうか、歳出だったんですけど、このことによって400ちょっとの計数になるんですね。できれば、例えば連合会とか、シニアクラブのその辺の会員増強運動というのが全国展開されていて、今までもね。やっぱりなかなか会員を増やすというのが、定年延長の問題とかっていうこともあって、難しいっていうのが現実なんですよ。それで、新宮町はすごくいろんな形で気を使ってもらっているっていうのは、もう私自身も思うんですけども、要は会員を増やす、もしくは新しく立ち上げるとかいうところに準備金とかも必要だと思うので、その辺を連合会あたりと話をさせてもらって、多少なり気を使って、もらっていると思うんですけども、そういうことをしてもらったらどうかなというふうには思います。いかがですかということ

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） シニアクラブとの話合いですかね。はい。それも私自体もお話をしておりますし、また担当課長等もいろいろ、そしてああいのようなふれあい交流館等も設置しましたし、これから元気な高齢者づくり、こういったやっぱ施策をしっかりとやっていかなければいけないということで、現在ですね。それで一時期、国がそれぞれの各市町村、自治体がこういうふう

に高齢者に対するばらまきっていいですかね。だから、市町村はえらいこうお金があるというように、交付税なんかも下げていいんじゃないかという議論があって、そのときに、現在の配布っていいですか、それまではもう70歳以上は全員給付をしておりまして、こういった年齢別にやってきて、現在まできたわけですが、やはりちょうど私が就任する平成23年、福岡県小川知事が70歳現役社会づくりというのを打ち出されて、やはり70歳はまだ現役だという一つのこともあって、他自治体等もいろいろ比較してみますと、新宮町は非常に手厚く高齢者に対してもしてございましたし、これから先はやはり高齢者の健康づくり、元気な高齢者づくりの策にもう少しいろんなやはり投入していかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。ほかに質問。はい。濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。こちらのほうの改正をされたことによって、どれぐらいの、大まかでいいんですけどどれぐらいの金額のほうか、その費用として、就労支援とかそういったところに使われるのか、そこをお聞かせください。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。具体的に、今回削減された金額を全て就労支援であるとか、介護予防に使えるかどうかというところにつきましては、財政のほうと話し合っただけということになります。単純に今回これを削減したことによって、先ほどもお話がございましたように、今年度の当初予算で上げさせていただいた額が421万円ということで、前年度の決算額が1,032万円となっておりますので、600万円程度の額が減額されることとなります。この額をこれからどう活用していくかにつきましては、先ほど町長が申しあげましたように、高齢者の活躍の場をつくっていくための支援でありますとか、介護予防の事業を地域で展開していきたいというところに対する支援でありますとか、そういった皆様方が活躍しやすい場所をつくったり、チームをつくっていくとかですね、そういったようなところに還元していきたいというふうに考えております。内容につきましては、本年度、高齢者保健福祉計画を策定することになっておりますので、ただいまいろんな要望はいただいておりますので、その要望を整理して計画の中で、まずどんな順位でどんなふうにやっていくのかというところを整理して実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにご質問ありますか。はい。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。もう私の意見は特段ですね、そこまでなくていいのかなというふうに思ってたんですが、今課長の話でいくと、削減した分をほかの事業に振り分けるといっても伺ったのであれですけども、ただその提案理由の中に、高齢者の社会参加を充実させるために見直すということになってはいますけども、提案理由として別に敬老金をもらったから社会参加をしないっていうか、しないわけではないと思うので、このところの意味が何となくわかりづらい。要は、高齢者の社会参加を充実させるために、敬老金を見直すというところの意味がちょっとわからないので、ちょっとその点をお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） なかなか直接このお金を減らして、これに使いますという説明がしづらいので、こういう表現にはなっているんですけども、敬老金ということで元気で長寿の方に対するお祝い金ということで今まで配布してきた分を、今回削らせていただきますので、今後も高齢者の方がより元気で社会参加もできれば充実をさせていきたいなどは思っているんですけども、そういった高齢者のための事業を、これを財源にすることができればより充実させていきたいという気持ちで書いております。具体的に、この参加を充実させるため削るがつつまが合わない、なんかちょっとわかりにくいということですけども、気持ちとしては今回、高齢者の皆様方が楽しみに待ってある敬老金を削らせていただくからには、今後、高齢者の皆様が生活しやすいような形でいろんな事業展開していくことをより一層強化していきたいということ

ここに書きたかったということでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。そしたら、これ1番最初のところにありますよね、平均寿命80歳を超え、70歳を過ぎても現役で云々ということがありますが、今度の改正で70歳と80歳は無くすと、で77歳は生かすというところですけども、この理由からすれば、要はもう77歳も削ってもいいのかなというふうには思うんですが、そのところの整合性っちゃうか、そこが何となくちょっとわかりづらいんですが、その点はいかがですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。おっしゃるとおり77歳を削るということもあっていいのかもわからないんですが、一応、近隣市町の状況等も調べさせていただきまして、どのあたりの年齢分を削らせていただくかなということについては、担当内で十分検討いたしまして、新宮町以外多くの市町が77歳以上で、節目年齢での支給をしてあるところを鑑みまして、新宮町としては他市町と同じ程度、まずは77歳までは頑張っていたいただきたいということで、77歳というのがこれが正しいとか、これがもう確固たる理由ということとはございません。これに関しましては、他市町の状況を見て今回は決めさせていただいたということでございます。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。それでは、町長にお尋ねしたいんですけども、私自身は高齢者の方もこういうふうな年に1回の支給で、節目で敬老金をいただくと。楽しみにしてある方もたくさんいらっしゃると思うんですね。これを減額した分は、ほかの政策に充てるということなんですけども、言ったら年に1回ではないですよ。節目で1回もらえる楽しみなお金を今後も継続をして、その財源はふるさと納税の寄附金の一部を充てるとか、そういった方法もあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 今、この削減された金額をそのまま新しいね。じゃなくて、これから先、やはり高齢者のいろんな要望等もあるようでございます。そういったことに対して、やはり精査しながらこれから高齢者の元気な、やはり高齢者づくり、そういったところにしっかり措置をしていきたいと。今回、ワクチン接種をふれあい交流館でやっておりますが、まだまだあそこがなかなか町民の方の認知がないというようなこともございました。しかし、今回23日、30日と85歳以上、今、接種をしておりますが、やはり皆さん高齢者の方々が、こういった場所をつくっておったのかと。これから先、やはりここは新宮町の中心地ですよというような話もしましてですね、非常に高齢者の方々も喜ばれて、やはり元気な高齢者、いろんな形でまだまだ自転車での接種をしに来てある高齢者もございました。そういったやはり高齢者に対する健康な高齢者

づくり、これが1番大事なことじゃなかろうかと思っておりますので、そういったところにしっかり措置をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか、今のお答えで。今言われた説明とちょっとあれなんですけど、はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。そういった元気な高齢者に対していろんな政策っていうのは打っていくべきだというふうには思っているんですけども、節目節目の楽しみ、多分、今年も楽しみに70歳の方とか、80歳の方は楽しみにしてあるのかなというふうに思うので、高齢者に対して元気な高齢者に対しての施策は施策として、これについては、近隣と横並びではなくてすね、新宮町としてふるさと納税の一部を使うとか、そういう方法もあるとは思いますが、そこら辺のお考えをお尋ねしたかったんですけど。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 今までこういった現金を配るということで、やはり70歳の方も楽しみにしてあるっていうことは、私も毎年感じてきておりました。しかしながら、そういったこれを削減するということは、非常にそういった70歳になる方々の落胆もあろうかと思っておりますけど、やはりそういったところはしっかりとやはり行政として一つの方針を立てた以上は、説明をしながらその70歳、それと80歳、そういった方々には説明をしながらやっていきたいと。特に、今言われるような70歳、80歳そういった削減した方に、特別にまた何かをしていくというようなことは、現在考えておりません。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ふるさと納税で賄えるんじゃないかという質問だったんですが、高齢者施策を。削減したものの経費を使うのではなくって、高齢者に対する施策をふるさと納税の寄附金でもできるんじゃないかっていうようなご質問もあったので。暫時休憩します。

午前10時40分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。いいですか。町長。

○町長（長崎 武利君） この敬老金、これをふるさと納税の基金から出すっていうのはちょっと方向性が違うんじゃないかなと。ただ高齢者のそういった福祉の施策に対して、ふるさと納税の基金を使うということはできるんじゃないかなと思っておりますけども、そういったことでご理解いただければと思います。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにご質問。はい。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。まず、お尋ねする前に誤解があったらいけないのでお断りしておきますが、私はその当事者70歳でございます。それを前提に質問し

よるみたいに聞かれると誤解が生じますので、私は制度そのものを存続させろという趣旨のお尋ねをするわけじゃございません。町長、前回ですね、中野町長の時代ですが、この敬老祝金を縮小すると。言葉が適切かどうかわかりませんよ。ということで制度改正をされた。当時、多分議長だったと思うんですが、その折に私は反対しました。っていうのは、縮小することそのものを反対したわけではなくて、ある日突然言い出して、もう数か月の中で実施に及ぶと。さっき質問の中にも出ましたけど、当事者の皆さんは楽しみにしてある方がいらっしゃると。これは町長も答弁されていましたし、質問者も答弁しました。これを結局、こういう短期間の間に、例えば予算に反映させるということを前提に考えると、視野に入っていたわけですから、その前段で条例改正を早くやって周知させるということがやはり必要だったんじゃないかなと私は思うんですよね。ですから、前回のときも確か数か月ですよ。こんな短期間の間に制度をばっさり切って、対象になってある方々の楽しみは失われるじゃないかというようなことで、私は当時反対したんですが、結局、手法が悪いんじゃないかなと私は思うんですよね。ですから、予算に反映させるということであれば、もう昨年末から視野にあったわけですから、この3月議会、12月議会、遡れば条例改正のチャンスがあったんじゃないかと思うんですが、なぜここに来て、この段階で条例改正なのかをご説明いただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか、町長。

○町長（長崎 武利君） この問題ですね、私も以前から考えておりましたし、まだふれあい交流館をつくる前から、シニアクラブの方々と役員の方々といろいろお話もさせていただいてきておりました、これから先はそういった現金を配るのではなくて、やはり高齢者のいろんな施設とか、いろんなことを行政としてはやっぱやっていかなければいけないんじゃないかなということで、ご理解をいただいていたように感じておるんですが、ただ現在シニアクラブも現在会員さんが1,000人ぐらいというようなことで、町内の70歳以上がやはり今、4,000人ぐらいかな。65歳以上が6,900人ぐらいですから、そういったことでやはりそして、現在70歳が大体400人ぐらい、該当する方が。非常に70歳、やはり長寿社会になってきて70歳の方が増えてきておられますので、本当に今言われるように、条例の改正を早く出した、指摘されれば、そういったやり方もあったかなと。ただそういったシニアクラブの方々といろいろそういったことを話をしていく中で、ちょうど今タイミングがいいんじゃないかっていうようなことで出させていただいた。結果的に指摘されるように、早くから町民のそういった該当する年齢の方々に、早くからやはりそういった心構えを持っていただくということが大事なことであったかなと思います。はい。それは。しかし、そういった一つの段取りといたしますかね、そういったことをやってきたということで、この大体9月に、9月の敬老会のときに、配布をしておりましたので、この6月についていうことで、はい。そういう点はちょっとそこまで考えておかなければいけなかった



かなという反省は。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 前回と今回って、私は事情が違うと思うんですね。前は、65歳以上の方だったと思うんですが、毎年出てたんですね、たしか。それを年齢、要するに対象年齢ごとに出すと、配布するという形に変えたんですね、前回。ですから前回は、要するに、あなたは対象者の方ですからお受け取りくださいという案内が対象者の方に行く。そしたら、前年の段階で来年以降は変わりますよという封入をすれば周知できるんじゃないか、より徹底してねっていうようなことを僕は言った記憶があるんですけど、今回の場合は、5年、10年に1回しかやってこないんですよ、当事者の方。先ほど言いましたように、もう私がまさしくその当事者なんでね、非常に言いづらいんですけど、結局、当事者の方は、ある日突然降ってわいたようにそれを知らされる状態に今回はなるわけですね。ですから、私はもっともっと配慮された、その政策の打ち方っていうのは僕はあつてしかるべきじゃないかなというふうに思っています。ですから、変えることそのものは悪いとは私も思っていない。ただ、結局、やり方が悪い。これは、この政策だけじゃなくて、ほかにいろんな政策が出てくるときに、タイミングはどうしたらいいのかということは、やはり住民の皆さんが特に個別に対象になる場合は特にそうだと思いますが、配慮して政策、意思決定をしていただきたいし、手続を踏んでいただきたいというふうに思います。その点だけをもう一度申し上げて、答弁をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい。町長。

○町長（長崎 武利君） はい。今、ご指摘されましたように、やはり住民の方々、対象者の住民の方々がやはり心構えができるような、やはりそういったいろんな施策に対してやはり条例を早くつくって、そして施行を1年後とか、そういったやり方もあるというような、今までが普通が大体何か月か前っていろいろ条例の制定をお願いをしてきておりましたので、今後は施策に対してやはり町民に直接関係出てくるような、やはり条例はそういったところもしっかりと思案しながら出していくというようなことをしなければいけないのかなと思います。はい、ありがとうございました。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第53号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第53号議案は原案のとおり可決されました。

11時まで休憩といたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14. 第54号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第54号議案、新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第54号議案、新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしましては、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、寺浦工業団地地区地区計画及び三代地区地区計画を決定したことに伴い、当該地区計画区域を追加するため、新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお開きください。改正の内容といたしましては、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令が令和2年に改正されたことに伴い、第5条第3項第4号中「第2条第16号」を「第2条第18号」に、「第2条第18号」を「第2条第20号」に、「第24条」を「第25条」に改めるものです。また、別表第1及び別表第2に決定した寺浦工業団地地区及び三代地区の地区計画の内容を追加するものです。寺浦工業団地については、現在の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき整備され、以来、農工団地として良好な生産活動が行われていますが、今後も継続した機能維持及び増進を図ることから今回追加いたしました。

2ページをお願いいたします。三代地区については、対象地区が4月30日付けで市街化区域に編入され、土地区画整理事業が進む中で、適正な土地利用を誘導することを目的として今回追加しております。

2ページに便利施設地区、3ページに災害支援・地域交流地区、4ページに住宅地区、5ページに物流生産地区を記載しております。

なお、6ページから11ページに新旧対照表、また12ページから13ページに区域を示した平面図を添付しておりますので、ご参照ください。

5ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものと

しております。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） はい。一応、4ページの表のほうを見てもらって、住宅地区っていう形の中で、1番からずっと11まで羅列してありますけど、このマスの中に書いてある分が建設可能っていうことですかね、それを確認します。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。これに書いてある内容で、地区計画に追加しているということになります。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） そういうことでありましたら、今その地図のほうを見させていただいていますが、住宅地区っていうのが、多分、今の三代地区の既存の住宅に道路を挟んで隣接したところになると思うんですけど、こういう形である程度、緩和されたような形になればですね。今、県道沿いの住宅が騒音問題でちょっと問題になってはいますが、こういう形が今後、発生する恐れがあると思うんですけど、その辺は了承してありますか。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。すいません、申し訳ございません。先ほどの答弁をちょっと訂正させてもらいたいと思います。1ページのほうにも書いてありますが、次の各号に掲げる建築物以外のもの及び該当するものということで、これは制限がかけられるものということで記載しておりますので、訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（牧野 真紀子君） 松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 一応、その制限をかけるっていうことで、例えば平米数とか床面積とか書いてありますが、これの範囲内だったらこういう施設もOKっていうことですよ。ただ、それも関係した形で、現在そういう騒音問題の分が出ていますから、そういう状況になり得る可能性もあるかなと思って、ちょっとご質問しているんですよ。そういうふうなところをクリアした考え方がされているかどうかということです。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。一応、その辺りも考慮しております。13ページの地図をご覧いただきたいのですが、真ん中のほうに都市計画道路が走っておりまして、住宅区域はこの都市計画道路からちょっと外れたところに予定をしております。ですから、その点、そういう今、松井議員がお尋ねの点、直接的な影響等は発生しないんじゃないかというふうには考えているところです。一応、その点も含めまして、このような計画案としておりますのでご了承いただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 私がちょっと心配したのは、計画道路から外れていますけど、現状は県道に対しての住宅の問題が発生していますが、今回その図面を見たら、今の三代の既存の住宅に面した反対面に住宅っていう形をとってあると思うんですよ。だから、その辺もちょっと心配かなと思って、ご質問しました。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁、いいですか。反対面ってというのは。もう一度、松井議員、説明をお願いします。

○議員（11番 松井 和行君） 一応、今言ったような内容も、今後考えていただければいいと思いますのでよろしくお願いしときます。答弁ができなかったら、それでよろしい。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい。

ほかに、ご質問。はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。都市計画審議会にかけて、今日議案としてあがったんですけども、その都市計画審議会の中でどのような意見があったのか。それをお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。特段、大きな意見は出ておりません。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第54号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第54号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 第55号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第55号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第55号議案、新宮町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。理由としましては、記載のとおりです。

1ページをお願いします。1ページに改正条文を提示しておりますが、2ページ参考資料の新旧対照表で説明いたします。

2ページをお願いします。第2条第2項は、今回の改正をするにあたり、杜の宮4丁目が入っていなかったことがわかったため、今回追加するものです。同条第3項、給水人口は、昨年度策定した第6次新宮町総合計画の令和12年度までの人口ビジョンを参考に、計画給水人口を2,850人増を見込んで、3万5,520人とするものです。同じく第4項はこれに伴い、1日最大給水量を810立方メートル増の1万1,310立方メートルにするものです。第5条は、上位法である地方自治法の改正により条が追加されたことによるものです。

1ページにお戻りください。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。今、見ていると、杜の宮4丁目が入っていなかったということなんですけど、住居表示があったところが上府北、新宮東と三代西が住居表示があっていると思うんですけど、三代西はどうなっているのかなと思ってですね。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） お答えいたします。三代の一部ということで入れておきまして、今度、区画整理が行われるかと思うんですけど、それにあわせて入れようかと思っています。区域としましては、もちろん地図上では入っておりますので、ご安心ください。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。

はい、ほかにご質問ありませんか。はい。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 今の課長の説明、もう1回細かくお聞きしたいんですが、入ってなかったって何が起こったんですか。具体的にご説明ください。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい、お答えいたします。杜の宮については、杜の宮1丁目から3丁目までが平成21年の9月の条例で入れたんですが、4丁目だけは後で開発されたもので、平成24年にできたもので、そのときに中央駅前とか上府北と一緒に本当なら入れないといけなかったんですが、最初に杜の宮1から3丁目が先行して開発されたために、ちょっと4丁目がちよっと漏れて新宮中央のほうにちょっと重点を置いて、そのときに漏れていたということで今回入れることになりました。すいません。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第55号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第55号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 第56号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第56号議案、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第56号議案、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ414万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,998万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費及び5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、人事異動等に伴う人件費を計上しております。特定財源といたしまして、5款1項1目職員給与費等繰入金及びその他一般会計繰入金を充てるものでございます。次に、2款6項1目18節傷病手当金につきましては、当初、この傷病手当金に対する県の特別交付金が令和2年度までとされておりましたが、本年2月に県より通知が来まして、令和3年4月から6月の間にコロナウイルス感染症に感染した方についても特別交付金の対象とするということで、20万円の補正を計上させていただいております。特定財源といたしまして、4款1項1目特別交付金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第56号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第56号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 第57号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第57号議案、令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第57号議案、令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,823万8,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、4月の人事異動に伴う給与等を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。8、9ページをお願いします。3款1項1目2節一般会計繰入金で収支調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第57号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第57号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 第58号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、第58号議案、令和3年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第58号議案、令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和3年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款水道事業収益は、補正予算額24万円を増額し、合計7億2,500万6,000円とするものです。支出、第1款水道事業費用は、補正予算額152万7,000円を増額し、合計の7億918万1,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費128万7,000

0円を増額し、合計の5,842万4,000円とするものです。

8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出から説明いたします。1款1項3目総係費は、4月の人事異動に伴い、給料等の人件費に関するものを152万7,000円増額するものでございます。次に収入の説明をします。1款2項2目補助金、他会計補助金は、4月の人事異動に伴い、児童手当補助金を24万円増額するものです。

最後に、4ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第58号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第58号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 第59号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第59号議案、令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第59号議案、令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和3年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款下水道事業収益は、補正予算額40万円を減額し、合計の9億6,367万円とするものです。支出、第1款下水道事業費用は、補正予算額248万9,000円を減額し、合計の9億3,260万円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費208万9,000円を減額し、合計の5,535万4,000円とするものです。

8、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出から説明します。1款1項4目総係費の248万9,000円の減は、4月の人事異動に伴い、人件費等を補正するものでございます。次に、収入の説明をします。1款2項2目補助金の40万円の減は、同じく4月の人事異動に伴う児童手当補助金を減額補正するものです。



最後に、4ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第59号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第59号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20. 第60号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、第60号議案、令和3年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第60号議案、令和3年度新宮町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,747万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,108万4,000円とするものでございます。第2条継続費の補正につきましては、5ページの第2表をご覧ください。追加で2件計上いたしておりますが、2件とも、現在、新宮町美咲地内で幼稚園を開設している学校法人博多学園が上府地内に新築移転するとともに、その運営形態を私立幼稚園から認定こども園へと変更することに伴う国及び町の補助金に係るもので、その総額並びに令和3年度及び4年度の各年割額を記載いたしております。なお、今回の認定こども園は、保育所部分と幼稚園部分に分かれて交付金措置がなされる関係上、民生費及び教育費からそれぞれ支出するものになっております。

それでは、歳出予算から補正内容の説明をいたしますが、今回は、4月1日付けで実施された人事異動及び会計年度任用職員の採用等に伴う人件費の補正を全般的に行っておりますので、それらに関する説明は省略させていただきます。

14、15ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費、21節補償補填及び賠償金42万8,000円は、庁舎敷地内駐車場の施設不備による車両損傷に係る賠償金でございます。なお、特定財源の11万3,000円は、15款2項2目6節子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金398万2,000円のうち、11万3,000円を充当するものでございます。

次の16、17ページ。同項3目財政管理費、12節公共施設等総合管理計画策定委託料704万円は、平成28年度に策定いたしました同計画について、国から地方自治法の規定に基づく技術的助言がなされ、各地方公共団体に対しても見直しが求められていることから計上するもの。7目電算管理費、13節システム利用料48万4,000円は、個人番号カード交付管理システムを新たに導入することに伴うシステム利用料で、特定財源といたしまして、15款2項1目3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金141万3,000円のうち48万4,000円を充当するもの。同目、17節電算用備品購入費15万2,000円は、故障した液晶プロジェクター1台の買い換えに伴う計上、また、同項8目交通安全対策費、11目まちづくり事業費及び14目諸費に、特定財源といたしまして、19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金、1億8,400万円のうち、8目及び11目にはそれぞれ50万円を、14目には300万円を充当し、財源更正を行っております。

18、19ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節システム改修委託料93万円につきましては、マイナンバーカードの交付件数の増加に伴い、その管理方法をシステムに組み込む方式に変更するもので、特定財源といたしまして、15款2項1目3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金141万3,000円のうち、92万9,000円を充当するものでございます。

20、21ページの3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金は、434万7,000円の減額となっております。

22、23ページをお願いいたします。同項4目老人福祉費、18節地域介護予防活動助成金116万8,000円の増は、助成活動団体への助成金の増が見込まれるため。

24、25ページの9目後期高齢者医療対策費、27節後期高齢者医療特別会計繰出金は、98万円の増額となっております。3款2項1目児童福祉総務費、18節保育所等整備事業費補助金516万円は、先ほど継続費の補正の際に説明いたしましたとおり、認定こども園の新設に伴う保育所部分の国及び町の補助金で、令和3年度分を計上いたしております。なお、特定財源といたしまして、15款2項2目5節保育所等整備交付金344万円を充当いたしております。同項3目児童福祉施設費及び同項5目子ども医療対策費につきましては、19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金1億8,400万円のうち、それぞれ2,500万円及び5,000万円を充当することに伴う財源更正でございます。同項7目子育て世帯生活支援特別給付事業費は、今回の補正予算で新たに設けるもので、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金のうち、ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯への給付事業となっております。想定対象児童850人、500世帯分に係る経費合計4,636万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、10節、11万4,000円は、消耗品費及び送付用封筒などの印刷製本費、11

節、14万9,000円は、郵便料金及び振込手数料を計上いたしております。

26、27ページの12節システム導入委託料258万5,000円は、当該給付金支給のため新規に導入するもの。17節事業用備品購入費3万9,000円は、事務機1台を購入するもの。18節子育て世帯生活支援特別給付金は、給付対象児童1人当たり5万円を給付するもので、4,250万円を計上いたしております。なお、特定財源といたしまして、15款2項2目6節子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金4,250万円及び同節子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金398万2,000円のうち、386万9,000円を充当するものでございます。4款1項2目予防費は、新型コロナワクチン予防接種等に係る予算を計上いたしております。7節予防接種報償費は、集団接種の回数を30回から44回に増加し、併せて態勢等を見直したことに伴い、208万円を増額するもの。10節消耗品費350万円のうち50万円は、当該予防接種にかかる消耗品費として、残りの300万円は、抗原検査やPCR検査キット及び感染予防対策消耗品購入費用として計上をいたしております。また、印刷製本費178万9,000円は、コロナワクチン接種案内等2万部の印刷を計上いたしております。12節システム改修等委託料97万9,000円は、ワクチン接種記録システムのデータを健康管理システムに取り込むための改修費、予防接種予防受付等業務委託料320万円は、ワクチン接種受付用のコールセンタースタッフに係るもので、3月までの期間延長が必要になったことによる増。

28、29ページの予防接種集団接種業務委託料1,057万8,000円は、集団接種回数を当初は30回と想定していたものを44回に増やすため及び委託単価の変更によるものでございます。送迎運行業務委託料613万8,000円は、町内各地と集団接種会場間の送迎車運行を委託するもので、ワゴン車3台を使用し、1日6往復、乗降場所のほとんどはマリックスのバス停を使用する予定といたしております。ワクチン配送委託料252万6,000円は、町内のワクチン接種協力医療施設へワクチンを配送するための委託料を計上いたしております。特定財源といたしましては、15款1項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金576万円。15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2,203万円を充当するものでございます。

32、33ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費、14節施設整備工事費428万5,000円は、新宮町農産物直販所ひとまるの里の駐車場の拡張工事を実施するため、特定財源といたしまして、19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金1億8,400万円のうち、200万円を充当いたしております。また、4目農地費の特定財源につきましても、19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金1億8,400万のうち、100万円を充当することに伴う財源更正でございます。6款3項3目漁港管理費、10節修繕料112万2,000円は、新宮漁港駐車場の出入口に設置しているゲート設備の故障による修繕のため、12節相島漁港船揚

場軌条設計業務委託料50万円は、当該漁港施設の一部である軌条の改修に伴う設計委託のため、7款1項2目商工業振興費につきましては、19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金1億8,400万円のうち、100万円を充当することに伴う財源更正でございます。

34、35ページをお願いいたします。8款4項1目都市計画総務費、12節地図情報システム更新委託料212万7,000円及び13節システム利用料61万6,000円は、土地に係る用途地域などの都市計画に関する情報を、来庁することなく得ることができるよう、町ホームページ上に公開型GISを導入するもので、これまでのように、来庁の上、窓口においての確認が一定程度不要となり、町にとりましても窓口対応業務の減に資するものと考えているところです。同日17節事務用備品購入費34万1,000円は、グラフィックデザインソフトを1ライセンス購入するものでございます。

36、37ページ。9款1項3目消防施設費、12節分筆登記測量事務委託料66万円は、原上区及び新宮区内の町有地以外に設置している防火水槽用地の購入について、当該用地の測量等を実施するためのもの。10款1項2目事務局費、10節消耗品費736万5,000円は、先に購入したタブレット端末の持ち帰り用ACアダプター及び貸出用のモバイルルーター並びに児童生徒に貸与しているタブレット端末すべてにコンテンツフィルタリング機能いわゆる有害サイトアクセス制限等を持たせるためのソフトウェア購入費で、特定財源といたしまして、15款2項7目1節公立学校情報機器整備費補助金240万円、あわせて19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金1億8,400万円のうち、100万円を充当するものでございます。

38、39ページ。2項1目小学校総務費、12節体育施設等点検委託料17万円は、県内の学校においてバスケットゴールに起因した事故が発生したことなどを踏まえ、新宮北小学校除く4小学校体育館のバスケットゴールの安全点検業務委託を実施するもの、同項2目立花小管理費、1節報酬及び8節費用弁償は、会計年度任用職員としてスクールサポートスタッフを校舎共用部分の消毒作業等に従事させるための予算計上でございます。なお、当初予算において、12節に校舎共用部分の消毒作業等委託料として132万円を計上しており、今回のスクールサポートスタッフの配置により本来、減額すべきところでございますが、今般の新型コロナウイルスの蔓延状況に鑑み、学校における陽性者等確認時に学校施設の消毒等を速やかに実施できるよう継続して予算措置をいたしております。同様の理由により、4目新宮小学校管理費、6目相島小学校管理費、8目新宮東小管理費及び10目新宮北小学校管理費においても計上いたしております。2目に戻りまして、14節施設整備工事費67万円は、当初予算において、教室等引戸改修工事費を計上いたしておりましたが、施工前調査により基礎部分の腐食が判明し、増工が必要となったため計上したもので、特定財源といたしまして、15款2項7目1節学校保健特別対策事業費補助金88万円のうち、7万5,000円を充当するものでございます。続きまして、同項4目新

宮小学校管理費、11節インターネット料金4万3,000円は、タブレット端末を用いた授業に備え、インターネット回線を増強する必要が生じたため計上するもので、8目新宮東小学校管理費、10目新宮北小学校管理費にも同様に計上いたしております。なお、特定財源といたしまして、15款2項7目1節学校保健特別対策事業費補助金88万円のうち15万円を、16款2項8目1節市町村立学校学習指導員等配置事業補助金91万9,000円のうち、23万円を国庫支出金としてそれぞれ充当し、併せて19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金1億8,400万円のうち、9,000万円を充当いたしております。続きまして、同項8目新宮東小学校管理費、12節施設整備工事設計委託料581万9,000円は、湿式トイレから乾式トイレに改修工事を実施するための設計委託料、17節学校管理用備品購入費25万円は、拡大読書器購入のため予算計上をいたしております。なお、特定財源といたしまして、15款2項7目1節学校保健特別対策事業費補助金88万円のうち15万円を、16款2項8目1節市町村立学校学習指導員等配置事業補助金91万9,000円のうち23万円を充当いたしております。

40、41ページ。3項1目中学校総務費、12節体育施設等点検委託料14万3,000円は、先ほど小学校総務費で説明いたしましたとおり、体育館のバスケットゴールの安全点検業務委託を実施するもの。2項新宮中学校管理費、1節報酬、会計年度任用職員50万2,000円及び11節インターネット料金4万3,000円は、2項小学校費でご説明しましたように、スクールサポートスタッフの配置及びインターネット回線を増強するためのもので、4目新宮中学校相島分校管理費及び6目新宮東中学校管理費にも同様に予算措置いたしております。12節委託料、施設整備工事設計委託料341万円は、中学校体育館屋根及び外壁改修工事施工のための設計業務委託のため、同じく、栄養士等検便委託料5万7,000円は、本校栄養士の長期研修が決定されたことにより、新たに1名の栄養士が配属され、結果2名分の委託料が必要となったため、14節施設整備工事費99万円は、パソコン室空調機1台の故障による更新工事費となっております。なお、特定財源といたしまして、15款2項7目1節学校保健特別対策事業費補助金88万円のうち15万円及び16款2項8目1節市町村立学校学習指導員等配置事業補助金91万9,000円のうち、22万9,000円を充当いたしております。4目新宮中学校相島分校管理費、12節施設整備工事設計委託料306万9,000円は、校舎屋根及びトイレ改修等の工事設計を委託するものでございます。なお、特定財源といたしまして、15款2項7目1節学校保健特別対策事業費補助金88万円のうち、4万円を充当いたしております。6目新宮東中学校管理費は、先に説明いたしましたとおり、スクールサポートスタッフの配置及びインターネット回線を増強するためのもので、特定財源といたしまして、15款2項7目1節学校保健特別対策事業費補助金88万円のうち、12万5,000円を充当しております。10款5項1目幼稚園総務費、18節認定子ども園施設整備費補助金3,514万5,000円は、先ほど継続費の補

正の際にご説明いたしましたとおり、認定こども園の新設に伴う幼稚園部分の国及び町の補助金で、令和3年度分を計上いたしております。なお、特定財源といたしまして、15款2項7目2節認定こども園施設整備費交付金2,343万円を充当いたしております。同項2目立花幼稚園費から42、43ページの4目新宮東幼稚園費の特定財源2万5,000円及び5万円は、16款2項8目2節公立幼稚園感染拡大防止対策支援事業補助金12万5,000円をそれぞれ充当するものでございます。

44、45ページをお願いいたします。10款6項4目新宮町研修所管理費、14節研修施設整備工事費59万6,000円は、研修所トイレの個室用扉等の不具合により、更新工事を実施するもの。7目図書館費、14節施設整備工事費16万3,000円は、自動貸出機2台を設置することに伴うDVD視聴コーナーの撤去工事費を計上するものでございます。

46、47ページをお願いいたします。7項3目体育施設費、14節運動施設整備工事費2,924万円は、新宮町緑ヶ浜テニスコート照明器具について、照明器具のLED化更新工事を実施するもので、特定財源といたしまして、19款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金1億8,400万円のうち、1,000万円及び21款4項3目雑入、スポーツ振興くじ助成金1,390万7,000円を充当するものでございます。

次に、歳入について、ご説明いたします。戻りまして、12、13ページをお願いいたします。歳出説明時に説明したものは省かせていただきます。19款2項2目1節財政調整基金繰入金1億2,730万9,000円の減額で収支調整をいたしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 歳入歳出全般について、質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。まず、22、23ページ。3款1項4目18節地域介護予防活動助成金ということで、助成活動団体が増えたということで非常にすごいことだなと思います。この地域介護予防活動助成金で、どのような団体がどういう活動してるかというのをお伝えしていただける内容があれば教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員、ほかに質問があれば一緒をお願いいたします。

○議員（7番 大牟田 直人君） それと34、35ページ。8款4項12目地図情報システム更新委託料とシステム利用料のところで、ホームページ公開型GISって言われたんですかね。これ、どうやってアクセスする、誰がアクセスするようなものなのかっていうのをお聞かせください。それと、36、37ページ、10款1項10目消耗品費のところで、フィルタリングソフトだったりだとか、持ち帰り用ACアダプターだったりとか、あとポケットWi-Fiの話があったんですけど、今後、全生徒持ち帰りを前提に考えているのか、それとも違う使い方で、一部の生徒だけを考えているのかっていうのをお聞かせください。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） それでは、ページ22ページのところから説明を、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。それでは、地域介護予防活動助成金についてですが、どういった団体かといいますと、主に活動してあるのは地域にある福祉会が中心になって活動してある団体が多いです。そのほか、そういった団体から出た任意の団体で、自分たちでグループをつくって活動をされてある方もあります。条件といたしましては、週1回以上の活動をしていただくということと、今回増やしたのは、自分たちで活動するに当たって健康づくりのための運動であるとか、勉強するに当たって講師を雇う、その活動費がやっぱり自分たちだけでは捻出が厳しいということですので、そういった講師を呼んで活動するための費用についても、今回助成をするということで費用を今回上げさせていただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 次、34ページ。地図情報システム。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。こちら地図情報システムの公開型GISですが、新宮町のホームページ上のほうからアクセスできるようにしております。基本的なその地図情報を発信するものでして、今回は、用途地域等をそれで調べることができるようにするようなシステムを導入する予定としております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 続いて、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。事務局費の消耗品ですが、こちらにつきましては、フィルタリングソフトの購入が主なもので、それ以外には先ほど言われましたACアダプターであったり、ポケットWi-Fiではないんですけど、モバイルルーターの貸出を今考えております。今後ですが、皆さんご存じのとおり、タブレットの配布自体は昨年度中に全部終わったんですけども、ちょっと納品時期がどうしてもずれ込んだ関係で3月中にやっていました。その関係で、貸出については様子を見て対応していこうと思ってたんですけども、コロナの感染がやっぱり急速に広まったということがありまして、その対応をちょっと早めにしたということで、今回、モバイルルーターであったり、フィルタリングソフトの購入を考えているところです。できましたら、各学校によって差が出るかもしれませんが、進捗の状況によっては早い段階から進めていきたいなというふうには考えております。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） まとめて聞いたほうがいいですかね。まず、22、23ページのところですが、今、何団体ぐらいあるのかっていうのをお聞かせください。それとあと、36、37ページのところですが、今の話だと各学校ごとに差が出るかもしれないけど、各学校ごとで全校持ち帰りみたいな形になるっていうことですかね。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 正確な団体数につきましては、今手元に資料がございませんの

で、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。中学校が今先行して進んでおりますので、中学校は早い段階で持ち帰りがある程度できるのではないかとこのように考えておりますけれども、小学校がやっぱり1年生から6年生まで段階がかなり違いますので、そこではちょっと差が出るのかなというふうには考えております。できれば早い段階から持ち帰りのテストは、もうすぐにやろうと思っておりますので、持ち帰りでできるところをいろいろ試作していけたらというふうに考えております。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかにご質問のある人。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。28、29ページの4款1項2目の送迎運行業務委託料に関してなんですけども、ワゴン車3台で1日6往復というようなことを伺ったと思うんですが、コミュニティバスのバス停に行くっていうようなお話だったと思うんですけど、公民館とかその地域のそういう公共的な場所に行くとかっていうことは考えられなかったんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） そこだけでいいですか。はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。お答えいたします。主に、停まる場所がわかりやすいようにマリックスのバス停を使わせていただいておりますけれども、緑ヶ浜方面からも運行しておりますので、そういったときに公民館前とかですね、わかりやすい場所を使わせていただいて、緑ヶ浜方面と湊、海のほうからと山の佐屋の方面からと3ルートで運行をさせていただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 高齢者の方の利用状況というか、マリックスのことでいろいろこの話を伺っていると、結局そのマリックスのバス停に行くまでが結構大変だっていうような話があってですね。立花口とかでも結局、集落からバス停までおりていかなきゃいけないとかっていうような声があって、なかなかマリックスが利用しづらいという声もあるので、今回高齢者の方を対象に送迎するということだと思っておりますけども、そういうこともちょっと鑑みて何かわかりやすい場所とあと出やすい場所っていうか、そういうところに何かこうしていただければなと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 既に23日と30日と運行をしております。現在のところ、85歳以上の方が多かった23日はたくさんの方利用していただきまして、30日は少しお若い方も来られましたのでちょっと人数減っておりますけれども、現在のところ、ご利用いただいている皆様方からは運転手さんが乗り降りのときのお手伝い等もしてくださっておりますので、利用につ



いての苦情等は聞いておりません。また、そのほかの地域から来られる方で、バスの運行の場所が遠いといったお話も現在のところ聞いておりませんが、もしそういったようなお話が今後出てくるようであれば、またちょっと考えはしたいとは思いますが、何か情報がございましたらお教えいただければと思います。お願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにご質問。濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。32ページ、33ページの6款農林水産業費、3項の水産業費のところの需用費、ゲートの修繕料112万円、これ最近ついたものだと思うんですけども、最近ついたものだとすればちょっと何か期間が早く何か故障が来てしまったのかなと、どういった故障だったのか、教えていただければと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。こちらのほうは、今年の4月の2日に入口側のゲートの本体のほうですね、バーが下りるほう。4月の26日に今度バーの受口のほうに、車が多分利用者の方だと思われるんですが、車のほうが追突いたしまして破損したことによる故障で、その修理代金として今回計上しております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにご質問は、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。まず、17ページ。1番上の委託料ですね。公共施設等総合管理計画策定委託料ということで、これは2026年までの10年間というふうな計画で今、多分つくってあると思うんですけども、それが国からの技術的な基準の何か指導があったということですけど、ちょっと具体的にどういうものか。どういうことで、どのように変わっていくのかということをお尋ねします。それと、さっきの大牟田議員が聞いたところ、35ページね。8款の土木費の委託料、地図情報システム更新委託料ということで、用途地域が調べられるということですけども、今現在でもPDFか何かで多分、閲覧ができるんですよ。

○議長（牧野 真紀子君） 12時になりましたが、このまま会議を続けます。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。PDFか何かで多分ホームページから入って行って、用途地域っていうのは多分確認ができると思うんですけども、それがどういうふうな形に変わるのか。調べられるのは用途地域だけなのか、ちょっと詳しいところをお尋ねしますね。それとですね。39ページ。東小学校の施設整備設計委託料、要はトイレが湿式が乾式になるということですけども、これ後からの分も入れるんですけども、大体どれぐらいの規模か。これ設計委託料ですよ。500万円とか結構な工事だと思うんですけども、詳細をちょっとお尋ねします。あわせて、41ページの中学校の管理委託とかで、340万円これも何か屋根外壁のと言われてたんですけども、これの要は工事規模、工事の詳細を、その下の相島の分校の部分のところとかありますよね。それちょっと詳細をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい。政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。まず最初に、16、17ページの1番上、公共施設等総合管理計画策定委託料704万円ですが、これは議員おっしゃるように、平成28年度つくってございまして、まだ計画期間中でございます。ただ、国のほうから説明の中で技術的助言があったということで、国のほうから計画期間中であっても、早急に見直してほしいというふうに強く意見を言われているところです。中身的に変わるところは現在ありませんけれども、今後見直しに当たって入れてほしいというものが、例えば建物で言うと、耐用年数が来たときにそれと同じものを今建てかえたらいくらになるのか、それと途中で長寿命化の事業を施して、10年おきとか15年おきに、更新工事とかをかけながら、施設を維持した場合の、それからプラス10年、20年寿命が延びるかと思うんですけども、そのときの総経費、その比較をやりなさいとかですね。そういったことをやった場合の10年以上を見越したときの対策の長寿命化をやったときの効果をまたきちんと今の段階で計画しなさい、あるいは1番大きな技術的助言の内容といたしましては、維持管理の中にユニバーサルデザイン化の考え方を入れなさいというふうなものが大きく国のほうから示されているところでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） お答えいたします。先ほどの地図情報のGISの件ですけれども、確かにPDFのほうはありますが、それはもう図面として見るだけの情報になっております。今回この機能を導入することによりまして、例えば地番です。緑ヶ浜一丁目1番1号とか、そういうふうな地番からの検索したい場所にはっきり入れますし、それから区域の接点とかもはっきりと見ることができるようになりますので、窓口で対応するのと同じような対応をホームページ上で確認することができるということで、非常に利用者というか利便性が上がるというふうに考えております。現在は、これ導入することによって公開できるデータといたしましては、用途地域のみとなっておりますが、今後、上水、下水とかの協議が進んでいけば、そういうふうな整備状況等もそれに追加していくようなこともできるというふうなことになっております。それと用途地域の公開ということで、対応することに考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。まず東小学校の設計の関係につきましても、東小学校にあるトイレを全て乾式に変えるものになります。すいません、全体の基数までちょっと数字を今手元に持っていないです。そこにあるトイレの全部を今、湿式になっていますので全部乾式に変えるということになります。それから、新宮中学校の設計につきましても、体育館の屋根、そちらの大規模改造になります。こちらの屋根と軒のあたりまでは全部改修しようというふうに考えております。次に、相島分校ですけれども、当初予算にて屋根の設計

を上げさせていただいておりましたけれども、それにあわせて今回、今言いましたように東小学校と相島分校だけが湿式で、乾式になっておりませんでしたので、相島分校についても今回乾式に変えるということと、昨年の台風の際に、避難所として活用した事例の際に、多目的トイレがありませんでしたので、そちらを増設したいというところと、あと避難される方がスロープがないものですから上がっていただくのにやはり大変苦勞されたということもありまして、スロープを設置したいと。その点を今回設計として追加しようということで、補正予算の額を上げさせていただきます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） まず、17ページですけどね。今回、その管理計画を策定したら、この管理計画が基本となって、また10年ごとの見直しとかいうふうになるんですかね。その前のやつは2026年が1くくり、17年からですね。それから、第2期とかなんか第3期とか書いてありましたよね。じゃなくて、今回つくったやつが基本になって、また10年間の見直しとかいうふうになるのか、そこをお伺いしますね。で、あと学校施設の設計ですけども、大体の概略の建築費とかいうのが大体これぐらいの規模で、今、工事の詳細はわかりましたけど、規模がわかればお尋ねします。新宮中学校の工事設計というのは、体育館の屋根とか外壁のみですか。校舎はないんですね。その確認をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい。政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 今、議員がおっしゃったように、今回見直したことによって、また10年後に定期的なと申しますか、そういった見直しが求められるものだろうと思います。また、今回のように特別に何か新たな視点を入れて、国がまた見直しを求めてくると、そのときはまた臨時的な対応にはなるかと思いますが、現在、国もこれ公共団体に対して、そういうふうにやりなさいって結構強めに言ってきています。それは当然、財源的な裏づけも用意してるからやってくださいということですので、全国の市町村に対して、公共施設の総合管理をやらせて、今後の維持管理の平準化を国としても図っていきたいというふうなことが主な趣旨のようです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。具体的な数字はちょっとまだはじいていませんけれども、東小学校、今までやってきましたトイレの改修の実績からいうと3,000万円から4,000万円ぐらいかなと。中学校の体育館の屋根と外壁だけになりますけれども、そちらについてはちょっと今のところ全然試算もしておりませんので、大体1,000万円から2,000万円ぐらいなのかなというふうに思っております。で、試算をまだ全然していませんので、これも試算していく形で、若干変更にはなるかと思いますが、あと分校の

工事については、やはり1,000万円ぐらいかかるのかなというふうには考えております。ほんとにすいません、概算の概算になりますので、かなりの誤差が出てくるかもしれませんが、すいません。ご了承いただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） はい、よろしいですか。

はい。ほかにご質問。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 2問、2つお尋ねします。まずは14、15。補償補填及び賠償金、2款1項1目ですね。これについてお尋ねをしたいんですが、先ほどの説明で庁舎施設内での事故という報告だったんですが、この具体的な内容、ここ最近、頻発しているので、どれがどういうふうに関係しとるのかしてないのか、新たな事故なのか、さっぱりわからないので、この後、諸報告の中にもありますけど、どういう内容なのか、ちょっとご説明をいただきたいと思います。それから、教育委員会のタブレット端末についてお尋ねをします。37ページ。要するに持ち帰りを前提とした予算が計上されてるというご説明でしたが、過去にちょっと僕ね、どういう形で答えをもらったか記憶してないので、持ち帰るということは、将来的には想定されとるけれども今現在ないというような、当時、回答をいただいていたような気がするんですが今回、子どもたちが持ち帰るということを想定すると、例えばタブレット端末を子どもたちが持って帰って、例えば紛失したり、それから壊したり、どういうことが起こるかわかりませんが、そういうことに対してどういう体制、考え方で臨もうとしてあるのか。それと、保護者の方にどういう説明をされとるのか。今現在多分ね、何もされていないと思うんですよ。僕、何人かの保護者の方に聞いたけど、タブレットに関しては子どもたちが使うということは知っていましたが、それに対してどういうふうな対応を求めているのか、求めていかれるのかっていうのは、説明がなされていないんだろうと思うんですね。これはちょっと参考事例で言いますが、うちの孫は福岡市内なんですけど、福岡市内も全く保護者理解してないんですよ。簡単に私の娘ですけどね。要するに子どもたちが持って帰ってきた、持って帰ってきたら家庭にあるタブレットと、それから学校から持たされて持って帰ってきたタブレット、子どもたちは同じもんなんですよ、簡単に言うと。個人の持ち物なのか、学校の備品なのかなんて区別してないんですね。そういう環境の中で子どもたちに持って帰らせて、それを授業の一環として使うということになってくると、よほどね、きちんと子どもたちに理解させ、なおかつ保護者の方に理解してもらう必要があると思うんですね、これ学校の備品ですから。その辺をどういうふう考えてあるのか、計画してあるのか、ご説明ください。以上2点。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。15ページの補償補填及び賠償金42万8,000円のところの部分について説明をさせていただきます。こちらにつきましては、議員のお話の中にもちら

っとありました、次の専決処分次に起こった2件目の事故に対する損害賠償のことでございます。こちらにつきましては、事故の発生といたしましては、令和3年の4月4日の日曜日に、休日での開庁というところで出勤をしておりました職員が、帰宅する際に車を移動させたところにグレーチングの跳ね上がりによりまして、車両に損傷を起こした事項に関しましての損害賠償のところでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。タブレットの持ち帰りについては、議員おっしゃられたように時間をかけて検討していこうということにはしてたんですけども、実際に本町においても、学級閉鎖などが起こって、家で待機するお子さんが出てきている状況がございましたので、それを少しでも不安をなくす方法としてタブレットの活用ができないかということで、早急に持ち帰りについての検討をするということで方針を変えさせていただいております。その際に、おっしゃるように家庭でのいろんな環境についての問題がどうしてもあります。持ち帰りに対する不安を持たれている保護者の方もおられるということも聞いておりますので、そこは今後、内容が決まり次第、順次、教育委員会から情報を発信していきたいというふうに思っております。まだ詳細について詰め切れていないところがございますので、今の時点で今こうするというを具体的にはちょっと難しいんですけども、一つ一つ課題をクリアにしながら自宅への持ち帰りに対する不安は解消していけたらというふうに考えております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） それでは1件目の事故の件、これは、前段の前期2年間の総務常任委員会の中でも、繰り返し私、申し上げたはずですね。現実には、結局こういうことが繰り返されるっていうのは、職員の皆さんの要するに、綱紀肅正っていうのは言葉が違うのかもしれませんが、認識があまりにもね、理解されていない。要するに伝わっていないんじゃないかなと、こういう事故に関してね。例えば、総務委員会でも私申し上げたんですが、住民の皆さん方がたまさか役場に来て、たまたま事故をすると、これは事例として起こりうると思うんです。でも、日常的に使っとる職員が、こういう状況で発生して、それに対してその公費で補填をするということ。これは、それも繰り返されとるわけですよ。先ほど2回とおっしゃいましたけど、もっと遡ったら、去年の10月か11月ごろに、再任用職員の方の事故もあったし、結局じゃあ、今後またね、起こったらまた同じことを繰り返すんかって。私は、そのときにも申し上げましたけど、職員に周知徹底を図りなさいということ言ったつもりですけど、実際に庁舎内メールでやりましたと。でも実際起こった。これがね、放置されること自体とんでもないとは思いますがね。これ町長、どういうふうにお考えなのか、お尋ねを、回答を求めたいと思います。

それから、タブレットの端末の件については、要するにどんなことが起こるのか、私が想定する中で紛失したり、壊したりということしか想像つかないですが、それ以外に何か起こるかもしれません。これは早く保護者にその補填を求めるようなことが起こらないような方法、システムを考えていかないと、結局、最終的には貸与品、もしくは預かり品ということの中から結局、不公平が発生しないような体制の作り方っていうのをぜひこれから検討するということなので、対応していただきたいなというふうに思っています。回答をお願いします。以上2点です。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。15ページのこの件につきましては、私も何回かかっていうことですね、実際に現場を見に行ってちょっと職員、同じグレーチングの跳ね返りで、やはり職員、だから職員にちょっと徹底がいてなかったんじゃないかなあとあって、そういう注意、そしてそこを通行止にするか何かそういう対応を早急にせんと、もうどうにもならんんじゃないかというように、一応指摘はいたしました。はい。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。教育長。

○教育長（宮川 優子君） はい。先ほどのタブレットに関するご質問ですけれども、本当に昨年度から本年度にかけて、このICTをいかに活用していくかということについて、学校のほうも研修はしております。また保護者の皆様にも、これを使うことで何を目指してるのかという部分については、しっかりとご理解いただくような努めは私ども果たしていかなくちゃいけないというふうに思っています。その上で、昨年度3月に、こういったICTの活用ガイドっていうものを作成いたしました。まずは学校の教職員ですね。この得意な方、苦手意識を持っていらっしゃる先生方もいらっしゃいますので、まずは共通のこのガイドラインをもとに、どのようにして進めていくのかということと、時系列で各小中学校それぞれ進めていきたいと思います。計画的に進めていくような準備物も用意しているところでございます。あわせて、使い方に関するガイドラインというものも作成しております。昨年度から今年度もそうですけれども、なかなかその保護者の皆様に直接、お会いして、直接説明をするような場が、機会がございませんので、どうしても文章を通してっていう形になろうかというふうに思いますが、そういった限られた中ではありますけれども、既に接続テストも今後、ご家庭のほうにお願いをするよう準備も進めておりますので、その際、各学校のほうからそれぞれにご理解できるような準備物をしっかりと、時間をかけながらじっくりと取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、特に子どもたちには、このクロムブックを使うときのルールですとか、使い方ですとか、これはあくまでも、個人のものではない借りているもので、小学校あるいは中学校を卒業するときは、次の学年に、次の新しく入ってくる1年生に、また引き続きつなげて使っていくものですよっていうところも指導いただくようにしてありますので、そういった意味では、大切に使うっていう部分をしっかりと

醸成した上で、活用というところに進めていきたいというふうに思いますし、その旨、保護者の皆様方にもご理解いただくように、様々にこれからホームページ等も活用しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） もう一度申し上げます。事故の件は、昨年11月、正確に覚えていませんが昨年10月か11月ごろ起こったときに、職員の皆さんの車両が破損するというようなことはね、本来あるべき話じゃないと日常的に使っている敷地ですから、ですから職員に注意喚起をなさいということをお願いしたにも関わらず、やっていない。やらずに2月か3月ごろ、また発生した。そして、やっと注意喚起のメールをこうやって送りましたという報告を受けました。だけど、起こった。2度3度と、これはね。私はね、絶対あつちやならんことやろうと思うんですね。ですから、もう一度申し上げておきますけど、やはり注意喚起っていうの、要するにその議会がこうしてということ自体も、もう何か子どものあれのような気がして僕も情けないなと思いつつ申し上げているんですけど、もう一度やはり町長自らですね、職員の皆さんに注意喚起をお願いしたい。要は補償が発生するということですね。そういうことを前提に、どう職員の皆さんに語りかけられるのか、それはもう町長の判断でお任せしたいと思いますが、そういうことを申し添えたいと思います。これ答弁結構です。

それから教育長、私がお聞きしたのは、どう活用するかはもう教育現場の校長先生をはじめとした現場の先生方の判断、それから教育委員会の方向性に従ってやられることなので、私がとかく言うつもりはないんですけど要は保護者の方が、要するにこんなことが発生しました、どうしたらいいんでしょうかとか、こんなことが起こった場合どうなるんでしょうかっていう不安を払拭していただきたい。これさっきも言いましたけど、福岡市も何もしてないんですよ、多分。ひょっとしたら、うちの孫が結局持って帰ってきたのを保護者に渡していないのかもしれないけど、少なくとも理解していないんです。せめて、福岡市はどうでもいいですから、結局新宮町の子どもさんたち及びその保護者の方については、この端末はこういうふうに使ってくださいねって、そして、なおかつこういうことがあった場合には、こういうふうに対応してくださいねっていうことは、きちっと想定、せめて想定される部分については早い段階で策定して、そして子どもたちが、有効活用できる、家庭でも学校でも有効活用できるような体制づくりをお願いしたいということで申し上げております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁は。

○議員（10番 横大路 政之君） いいです。

○議長（牧野 真紀子君） はい、わかりました。ほかにご質問、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは先ほど西議員からの質問に、担当課より回答が出ておりますので説明をお願いします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。先ほどお尋ねいただいた、現在制度を利用している団体数ですけれども、現在既に申請いただいている団体が5団体あるということで、そのほかにも数団体からご相談はいただいているというふうに聞いております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。

質疑を終了し、討論を省略し、採決を行いたいと思います。

第60号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第60号議案は原案のとおり可決されました。

もう12時25分なんですけれども後、報告案件が4件ほどありますけど、このまま続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

## 日程第21. 報告第6号

○議長（牧野 真紀子君） それでは、日程第21、報告第6号、専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第6号、専決処分の報告についてご説明いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。専決第1号、専決処分書。令和3年2月12日に新宮町役場敷地内駐車場において発生した町施設の不備による破損を要因とする車両損傷事故につきまして、これに対する損害を賠償し和解するものでございまして、令和3年3月19日に専決処分をしたものでございます。1、損害賠償額は2万4,035円。2、損害賠償及び和解の相手方は別紙に記載をしておりますのでご参照ください。3、和解の条件、本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。



---

## 日程第22. 報告第7号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第22、報告第7号、令和2年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 報告第7号、令和2年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明いたします。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。11事業費、20億6,465万3,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。なお、その財源内訳につきましては、2年度収入済みの特定財源はなく、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金17億2,421万9,000円。県支出金591万円。地方債3億1,520万円で、一般財源は1,932万4,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第23. 報告第8号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第23、報告第8号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第8号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明いたします。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから10ページまで、それぞれの契約ごとの明細を掲載させていただいております。令和3年2月1日から令和3年4月30日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で8件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計で3件でございました。また、50万円以上の契約につきましては、一般会計で89件、特別会計で6件、水道事業会計、公共下水道事業会計で7件でござ

います。参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第24. 報告第9号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、報告第9号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもって本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後12時32分散会

---